

大規模事故対策編

第2部 災害応急対策計画

第1章 大規模事故応急対策 / 防災局、企画部、農林水産部、県土整備部、市町村ほか

大規模事故が発生した場合、市町村、消防局、県警、各関係機関は、相互に連携して応急対策を実施します。

第2章 大規模道路災害応急対策 / 県土整備局、市町村、県警、消防局

道路管理者は、市町村等から落石情報を入手した場合、状況を確認し必要な措置を取ります。

第3章 大規模鉄道災害応急対策 / 市町村、企画部ほか

鉄道事業者は、市町村等から落石情報を入手した場合、状況を確認し必要な措置を取ります。

第4章 航空機災害等応急対策 / 企画部、県土整備部ほか

鳥取空港、美保飛行場その他の場所で大規模な航空機災害等が発生した場合、県災害対策本部を設置し応急対策を実施します。

第5章 海上災害等応急対策 / 防災局、農林水産部ほか

海上で大規模な事故が起きた場合、海上保安庁（第八管区海上保安本部）を中心として、関係機関で情報共有を行い、応急災害対策を実施します。
大規模な油の流出があった場合、可能な限り海上で回収するよう努めます。

第6章 危険物等災害応急対策 / 防災局、福祉保健部、消防局、県警、市町村

危険物等（消防法第2条第1項の危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、硫化水素等の毒性物質）による事故が発生した場合、消防局、県警、市町村、県は、相互に連携して拡大防止措置及び応急対策を実施します。この際、周辺住民の退避、立入禁止等の措置を講じ、二次災害が発生しないようにします。